

一般社団法人
青森県建設業協会
会長 鹿内 雄二 様

むつ市中間前払金制度の適用範囲の拡大について（回答）

陽春の候、貴協会におかれましては、ますます御繁栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より市政全般にわたり、多大なる御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

先般、貴協会から御要望のありました中間前払金制度の適用範囲の拡大につきましては、御要望の趣旨に沿い、本年4月1日より下記のとおり運用することといたしました。

つきましては、御多用中誠に恐縮ですが、会員の皆様方へ御周知くださいますようお願いいたします。

市といたしましては、地元経済の活性化及び雇用の維持、確保など地域社会の振興と発展のために専心努力してまいり所存でありますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 1件の請負額については、1,000万円以上を100万円以上に変更
2. 工期については、150日を超えるという工期の要件を撤廃

平成31年3月25日

むつ市長 宮下 宗一郎